

奈良県告示第三百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 枚方大和郡山線
- 三 道路の区域

7				路線 番号
大和郡山市城町一 七 一三番三八号か ら		大和郡山市城町一 六 七九番一号まで		区 間
後		前		区域変更 の 前後別
B	A	A		
一三・二 、 一五・〇	三・二 、 八・五	三・二 、 八・五		敷地の幅員 メートル
三〇七・〇	三四九・〇	三四九・〇		延 長 メートル
				備考

六五五番まで

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成三十年一月二十八日